

2026 札幌市立北陽小学校

いじめ等防止基本方針

(自殺予防に関わる取組の強化体制)

北陽小が大好き!



いじめ等防止基本方針

■いじめ等防止についての基本的な考え方

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、**全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができる**よう、学校の内外を問わず、いじめ等が行われなくなるようにすることを旨として行われなくてはならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、**いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為**であることについて、**児童生徒が十分に理解できるように**することを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することを特に重要であることを認識しつつ、**国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携**の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなくてはならない。

【国の「いじめの防止等のための基本的な方針」より抜粋】

■いじめとは何か

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった**児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。**」とする。

【いじめ防止対策推進法より】

■いじめ等に対する基本認識

- ①いじめは、**どの子どもにもどの学校にも起こりえる**ものである。
- ②いじめは、**人権侵害**であり、人として**決して許される行為ではない**。
- ③いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめは、その行為の態様により、**暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触**する。
- ⑥いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧いじめは、**学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき**問題である。

■いじめ等に対する措置

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

【いじめ防止対策推進法より】

■ 具体的ないじめ等の態様

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

これらの「いじめ」の中には、**犯罪行為として取り扱われるべき**と認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、**児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害**が生じるような、直ちに**警察に通報**することが必要なものが含まれる。 【いじめ防止対策推進法より】

■ いじめ等の早期発見のためのチェックリスト

<日常の行動・表情の様子>

- 顔色が悪くて元気がなく、ため息をついたり、ぼんやりしたりしている。
- いつもみんなの行動を気にして、目立たないようにしている。
- 下を向いて視線を合わせようとしない。
- 腹痛などの体調不良を訴えて保健室へ行きたがる。
- 友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする。
- 理由もなく遅刻・早退を繰り返し、欠席も増える。
- 何かに怯えたそぶりや、人目を気にするようになる。

<授業中や休み時間>

- 発言すると友達から冷やかされる。
- 一人でポツンとしている。
- 教室へいつも遅れて入ってくる。
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える。
- 教職員の近くにいたがる。

<給食時間や清掃時間>

- 配膳すると嫌がられる。
- 好きな食べ物を友達に譲る。
- グループで食べる時、机を離している。
- 食事の量が減ったり食べなかったりする。
- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている。

<その他>

- 持ち物が壊されたり隠されたりする。
- 持ち物や机に落書きをされる。
- 服に靴の跡がついている。
- 理由もなく成績が突然下がる。
- 本人が訴えるけがの状況と理由が一致しない。
- 必要以上のお金を持ち、友達におごるなどしている。
- ボタンが取れたり、ポケットが破れたりしている。

■いじめ等の未然防止(自殺防止に関わる取組の強化)

1 子どもの実態把握に努める

1) 教職員の目配りによる気付き

- 子どもと同じ目線で考える場を共有し、個々の言動から思いを推し量る感性を高めるよう働きかけます。

2) 実態把握の方法

- 日常の実態把握の他、市教委「悩みやいじめ等に関するアンケート調査」、**本校独自の「児童の生活アンケート」**の活用に努めます。

2 児童生徒一人一人を生かす教育活動の充実

1) 自尊感情を高める学習活動

- 他者と関わる機会に工夫と違いを認め合う仲間づくりから自尊感情を高めます。

2) 教職員の協働体制を構築

- 子どもに対して愛情をもち、温かい学級経営や教育活動を展開し、子どもの自己肯定感や自己有用感を育み、学校全体で、組織としての協働体制を構築し、問題解決にあたります。

3 命や人権を尊重することができる豊かな心の育成

1) 命を大切にす指導の充実

- 「子ども理解に関わる校内研修」、「子どもの命の大切さを見つめ直す月間」を設定・実施します。

2) 人権教育の充実

- 子どもが他者の心の痛みを思いやることができるよう、生命尊重の精神や人権擁護の考え方を養います。

3) 道徳教育の充実

- 授業で心のゆれを追体験させ、人間の気高さ・心遣い・優しさに触れ自分を省みる機会をつくれます。

4 保護者や地域の人々への働きかけ

- 1) 懇談会等での説明と共に、学校・学年だより等による情報の発信を通して、共通理解を深める努力と、必要に応じ支援要請のお願いをします。

5 児童会によるいじめ等防止の取組

1) 互いに助け合い支え合う活動や、あいさつ運動等のよりよい

学校づくりのための取組を通して、いじめ防止活動を推進する。

- 例) 児童会発信の「絆づくりメッセージコンクール」の取組。いじめやネットトラブルをなくすための「言葉・メッセージ」を全校児童に募集、取りまとめて掲示する等。



■いじめ・自殺危機の早期発見

1 教職員の積極的な関わり

1) 子どもの目線と立場から

- 常に子どもの言動に気を配り、言葉を受け止め、立場に立ち、子どもを守るという姿勢を大切にします。

2) 子どもを共感的に理解する

- 集団の中で配慮を要する子に対して、その言動や表情から感じ取る感性を高めます。

2 いじめが見えにくい理由

1) 最も見えにくいネット上のいじめについては、家庭と連携をして情報収集を行います。

2) いじめは大人の見えないところで行われていることが多くあります。

- 【無視・メール・遊び・ふざけ合いのような把握しにくい形態で】

3) いじめられている本人からの訴えは少ないといえます。

- 【心配を掛けたくない、仕返しが怖い、等の心理が働いて】

3 早期発見のための手立て

1) 日常の観察

- 休み時間、給食、清掃時間等、日常の看護体制の整備を図ります。

2) 子どもの人間関係の把握

- 学年・学級内の人間関係を把握し、気になる言動は、適切に指導します。

3) アンケート調査の実施

- 札幌市教育委員会「悩みやいじめに関するアンケート調査」や本校独自の「児童の生活アンケート」や「チェックリスト」等を活用すると共に、実態把握に努めます。

4 相談しやすい環境づくりに努める

1) 本人からの訴え

- 学校は、全力で守る手立てを講じ心身の安全を保障すると共に、その姿勢について日頃から伝えていきます。

2) 周りの子どもからの訴え

- 新たな発生を防ぐため、秘密厳守の立場から場所・時間等に考慮した聞き取りを行います。

3) 保護者からの訴え

- 保護者からの連絡に柔軟に対応できるよう、日頃からの信頼関係の構築に努めます。

■ インターネット上のいじめへの対応

1 インターネットの特殊性による危険

- 最新の動向を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力向上に努めます。

2 未然防止のために

- 学校だけでは限界があり家庭での指導が不可欠であることから、家庭と学校が連携して指導にあたるのが重要です。学級懇談会等で、以下のようなことを保護者に伝えていきます。

- パソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけではなく、家庭において危険から守るためのルールづくりを行うこと。
- ネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や知らぬ間に個人情報流出等のトラブルが起こる可能性があるという認識をもつこと。
- ほかのいじめ以上に深刻な影響を与えるいじめであることを認識すること。

3 情報モラルに関する指導

インターネットの特殊性による危険や子どもが陥りやすい心理を踏まえた指導を行います。

- 発信した情報は、不特定多数の人にすぐに広がること。
- 匿名であっても、書き込みをした人は特定できること。
- 書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、被害者の自殺や傷害などの犯罪につながる可能性があること。
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。

4 早期発見のために

- 家庭や地域の協力・参画の推進・保護者が発見する可能性が高いため、懇談等で、異変に気付いたらすぐに学校へ連絡・相談するようお伝えします。

5 早期対応のために

- 被害の拡大を防ぐために、専門機関に相談する一方、書き込み等の削除を迅速に行います。

- ① 掲示板のアドレスを記録し、書き込みをプリントアウトする。
(携帯電話の場合は、デジタルカメラで撮影する。スクリーンショットで記録する。)
- ② 掲示板の管理人へ削除を依頼する。
- ③ (②で削除されない場合)掲示板のプロバイダに削除を依頼する。
- ④ (③でも削除されない場合)警察や法務局へ相談する。

■ いじめの防止等の対策のための組織

1 学びの支援いじめ対策委員会の設置

1)いじめ防止対策推進法第 22 条により学校に常設の組織を設置することが法に規定されています。

定例会を月 1 回実施する。

2)組織構成

校長、教頭、主幹教諭(生徒指導担当教諭)、教務主任、保健主事、学年主任、養護教諭、
学びの支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

※構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を実施開催する。

2 教育相談体制の整備

1)「ゲートキーパー」としての役割

●教職員が悩んでいる児童生徒に気付いて、声を掛け、話をよく聴いて、必要な支援につなげ、見守りの役割を担っているという、個々の認識を深めます。また、保護者や地域・関係機関と連携し、迅速・適切な対処に努めます。

2)スクールカウンセラーの活用

●カウンセリングの時間を増やし、子ども、保護者、教職員が気軽に相談できる教育相談体制、環境を構築します。

3)スクールソーシャルワーカーの活用

●いじめの背景として、家庭や友人関係等、子どもの環境に複雑な問題がある場合などには、その解決に向けて、必要に応じてスクールソーシャルワーカーの派遣を依頼します。

3 自殺危機・未遂事案発生時

1)緊急会議・構成員 ※発見時に開催

●上記組織構成に加えて、担任や関係職員も召集し、**教育委員会や専門家、関係機関等と連携・協働して対応する。**

2)検討方法・内容

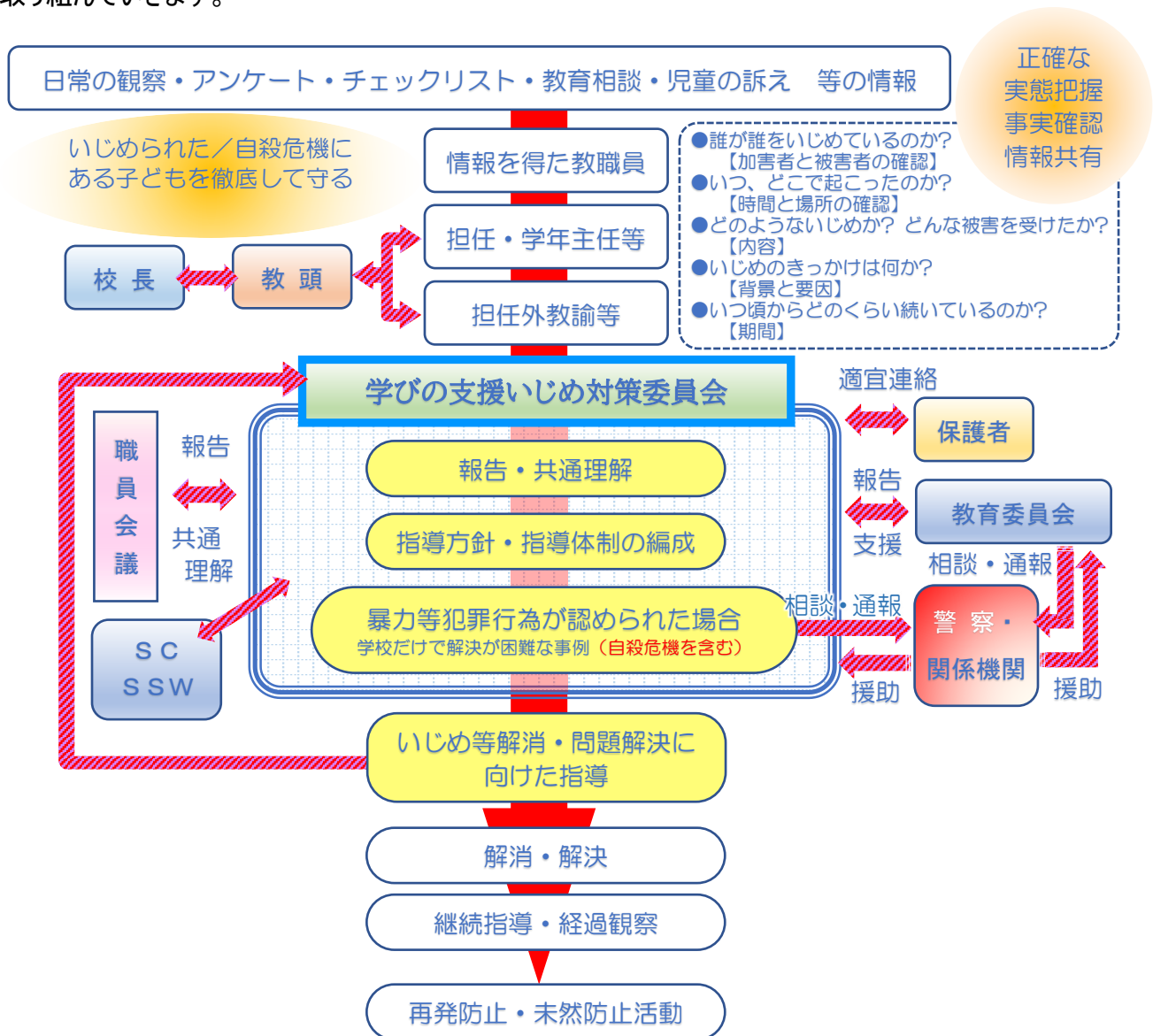
●周囲の児童や教職員等への心のケアも含む危機管理体制を速やかに構築する。
●アセスメントに基づいて対応方針や役割分担を決定し、緊密に「報告・連絡・相談」しながら、対応・問題解決等に向け今後の取組について検討を行う。

■ いじめ・自殺危機への早期対応

いじめ等問題が起こった場合の組織的対応の流れ

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切です。学級担任が一人で抱えこみ、配慮に欠ける対応をしたため、児童をよりつらい状況に追い込んでしまい、より大きなトラブルに発展してしまうこともあります。

そういった状況を避けるためにも、事例に応じた対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組んでいきます。



いじめ等の解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめ等の情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめ等の情報を得たその日のうちに対応することを基本とします。ただし、いじめ等が重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに十分に検討・協議し、慎重に対応していきます。

【特に自殺危機・未遂事案発生の緊急時】には、校長のリーダーシップの下、教育委員会や専門家、関係機関等のサポートを受けながら全職員集結して対応する。